

## クーリング・オフ妨害解消のための書面

(事業者が消費者に交付する書面)

特定商取引法に関する法律第九条第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実を告げ、または威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発したときから生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) 商品の受け取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約社名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

販売業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名